

草ヶ江 まちづくりニュース 第43号

令和7年3月発行

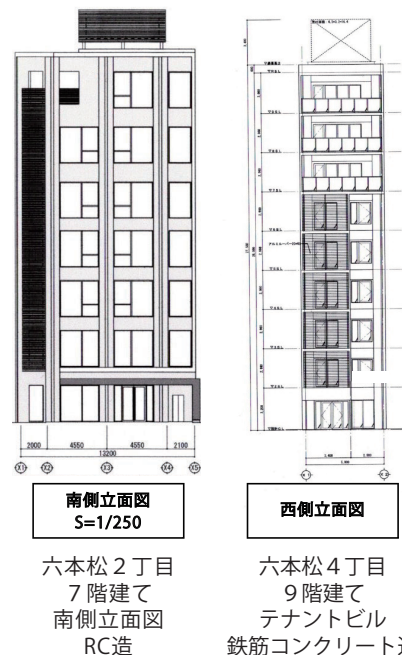
草ヶ江校区まちづくり協議会

草ヶ江校区まちづくり今年度の取り組み

草ヶ江校区まちづくり協議会は、街の将来像の実現に向けて、建築物などを対象とした「草ヶ江校区特定まちづくりルール」の運用によって、良好な住環境の維持向上を中心に活動しています。今年度は、特定まちづくりルールの運用による安心安全で快適なまちづくりの推進、都市景観形成地区指定に向けての検討会、未来のある子ども達と一緒にまちづくりワークショップなどを進めています。また、六本松4丁目の公開空地では朝倉復興市、六本松ウォーク、イルミネーション点灯式など賑わい創出のためのイベントや楽しいまちづくりの取り組みを行っています。

特定まちづくりルール

今迄に協議が成立した建物の位置（今回の2件を含む）を地図にしたもの



草ヶ江校区では令和元年12月より「草ヶ江校区特定まちづくりルール協議」の運用中です。建物を建設される方々へ、「新しくこの町の一員として共存し、互いに住みよい街にしていきたいと思います」という思いを共有していただくための協議の機会を大切にしています。

まちのルールとしての共通認識

草ヶ江校区の住民として心掛ける共通認識を「まちのルール」として整理していますので、協議の際はこれをもとに話し合いを進めています。改めて「まちのルール」を紹介します。

項目	「まちのルール」(住民の共通認識)
1) 自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地沿線は、植栽する等の緑化を行いましょう。 ・植栽が難しい所はできるだけ鉢植えを置く等の緑化に努めましょう。 ・植栽等は、適切な維持管理に努めましょう。
2) 交流	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会に加入するとともに、地域のイベント等に積極的に参加しましょう。 ・建物配置の工夫や壁面後退部分の有効活用等により、人々が集い憩う交流空間を創造しましょう。
3) 賑わい	<ul style="list-style-type: none"> ・商業地区や幹線道路に面した場所では、賑わい創出に資する土地利用を図りましょう。 ・日用品の買い物はできるだけ近所で購入しましょう。
4) 住環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ出しや駐輪等のマナー厳守を徹底しましょう。 ・室外機やごみ置き場等は目立たないように配慮して設置しましょう。 ・校区内のお店や施設の営業時間は、近隣の住環境に配慮しましょう。
5) 子育て・教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ちょっとした空間を活用して、子どもが自由に遊べる環境を創造しましょう。 ・子どもたちが遊ぶ環境では、優しい気持ちで見守る意識をもって接しましょう。
6) 歴史・文化	<ul style="list-style-type: none"> ・草ヶ江の歴史を学び、後世に伝えていきましょう。
7) 交通安全	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者の安全性を考えた施設を計画しましょう。 ・歩行者空間への違法駐輪や、障害物を置かないよう配慮しましょう。 ・路上駐車・駐輪等を防ぐための管理、誘導、マナー徹底等を行いましょう。 ・敷地前の清掃、環境美化を行いましょう。
8) 防災・防犯	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯性とまちなみ形成を考え、視線を遮る塀はなるべく避け、植栽を施しましょう。 ・門灯や玄関灯等、夜間の防犯等に有効な外灯を設置しましょう。

【住民参加の計画づくり】

草ヶ江校区まちづくり協議会では、まちづくり計画書の策定にあたり、地域住民の意見を広く集めるためのアンケート調査やワークショップ等を開催し、また、まちづくりニュースの発行や協議会のホームページにおいて情報提供を行う等、様々な住民参加の手法を取り入れながら進めました。

草ヶ江校区まちづくり協議会ブログ
<http://d.hatena.ne.jp/kusagae/>

草ヶ江まちづくり

検索

まちづくりについてのご意見を、草ヶ江公民館内に設置されたまち協意見箱または下記FAXにお寄せ下さい。意見はまち協における検討の参考にさせていただきます。左記ブログ

〈切り取り線〉

(氏名)

(住所)

(電話)

(意見)